

## 平成26年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成27年 2月17日(火) 15時10分～17時00分

2 場 所 三重県吉田山会館 第206会議室

### 3 出席者

#### (1) 委 員

安食和宏委員長、酒井俊典副委員長、木下誠一委員、田中彩子委員、  
野地洋正委員、松尾奈緒子委員、森下光子委員

#### (2) 三重県

(農林水産部)	福岡 次長(農業基盤整備・獣害担当)、
	吉川 次長(森林・林業担当)、
	藤吉 次長(水産振興担当) ほか
(県土整備部)	鈴木 次長(道路整備担当)、
	舘 次長(流域整備担当) ほか
事務局	土井 県土整備部長、
	水谷 県土整備部副部長(公共事業総合政策担当)、
	加藤 公共事業運営課長 ほか

### 4 議事内容

#### (1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営課長)

お待たせいたしました。只今から平成26年度第5回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日司会進行を務めます、公共事業運営課加藤でございます。よろしくお願いいたします。さて、本委員会につきましては、原則公開で運営することとなっております。委員の皆様、本日の委員会において傍聴許可するという事によろしゅうございましょうか。

(委員長)

委員の皆様いかがでしょうか。本日の委員会は公開で行うということで傍聴を許可する。よろしいでしょうか。はい、うなずいていただいたようですので、それでは傍聴許可いたします。

(公共事業運営課長)

本日の委員会につきましては、10名の委員中7名の委員にご出席していただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第六条の第2項に基づきまして、本委員会が成立していることをご報告いたします。それでは、開会にあたりまして、公共事業総合推進本部副本部長であります土井県土整備部長からご挨拶を申し上げます。

(公共事業総合推進本部副本部長)

どうも、こんにちは。県土整備部長の土井です、今年最後の委員会ということで少しだけお時間をいただいて、私のこの委員会への思いということを少しだけ話させていただきます。先ず、私、部長で3年とその前は総括室長で3年、6年間この委員会に携わらせていただきます、本当にありがとうございます。この委員会ですが、公共事業を進めていく上で、第三者の目で色々意見をいただく。そして、事業中の継続箇所についても再評価をいただく。事業終わった後の5年間後に色々意見をいただく。審議の中でいただく意見、それと今日ですね、最終的に意見をもらった中でお返しする今後の方針、そういうことについては非常に有意義だと思っております。なぜ有意義かということ、県民の理解を得るということでも、非常に有意義だと思っております、今後ともですね、その意見を十分に事業に反映させていきたい、させていくということ、先ずお誓いしたいと思っております。それとですね、もう一つ、今、公共事業を進める中で、予算はどうか新政権になってから、自民党政権になってから、ある程度確保はできているものですね、今、地方創生ということで、地方が知恵をだしてやっていくというような動きになっている。ところがですね、三重県のように社会資本整備が遅れているところは、まずスタートラインがそういうように道路も含めて、スタートラインがまだまだ他の地域に負けるということなんかで、知恵をいくら絞ってもなかなか難しい。そういうようなことで、まだまだ公共事業は自分としては必要なんじゃないかということで、色々部の中でも、頑張っけてやっていこうよということを行っているところでございます。そういう意味で公共事業を県民の理解を得ながら進めるということで、今後ともですね、委員の皆様方の貴重な意見をいただいて、県民の理解を進めていきたいというふうに思いを持っておる次第でございます。簡単ですが、そういうような思いの中で委員会を益々充実させて、ご意見をいただいてやっていきたいと思っております。どうぞ、今後ともよろしくお願ひします。申し訳ありません。議会関係の用務がありますもので、簡単ですけどこういう挨拶ということで、失礼させていただきます。今日もよろしくお願ひいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、本日の議事次第につきまして、事務局から説明させていただきます。

(事務局)

失礼いたします。事務局を担当しております公共事業運営課の山本でございます。本日は、資料1の議題にありますように、これまでの委員会での審議いただきました各事業につきましての対応方針を、資料4事業方針書に基づき報告させていただきます。再評価結果における今後の対応方針につきましては、農林水産部、県土整備部の順で個々の事業の取り組みについて報告をいたします。質問につきましては、各部の取り組み報告の後で、各部毎に一括してお受けしたいと思っております。この後、休憩を挟みまして、後半は事後評価結果における今後の対応方針につきまして、同じく農林水産部、県土整備部の順で今後の事業の取り組みを報告いたします。質問につきましては、同じく、各部の取り組み報告の後に、部毎にまとめてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。尚、資料の後に青いインデックスがついておりますが、資料編を添付しております。ここには、今年度審議いただきました、再評価箇所、事後評価箇所の概要を掲載してございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。以上でございます。

(公共事業運営課長)

只今の説明で何かご不明な点がございましたら、よろしゅうございますか。それでは、議事次第の議題進行につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長よろしくお願ひいたします。

## (2) 再評価結果における今後の対応方針

(委員長)

それでは、只今から議題1の再評価結果における今後の対応方針についてということで、先ず事務局の方からお願ひします。

(公共事業運営課長)

それでは、議題1の再評価結果におきます今後の対応方針につきまして、先ず公共事業総合推進本部からご報告させていただきます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

はい、公共事業総合推進本部の事務局長をしております、県土整備副部長の水谷です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、再評価結果における今後の対応方針を説明させていただきます。資料の4、赤色インデックスの4の事業

方針書の 1 ページをお開きください。よろしいでしょうか。赤色インデックスの 4 番目の事業方針書の 1 ページでございます。今年度のこの委員会におきましてこのページの表にありますように、6 つの事業について再評価の審議をしていただきました。審議の結果、6 つの事業全てにおいて事業継続を了承するというところで、継続の答申をいただいております。この答申及び合わせて審査中にいただきましたご意見を踏まえ、事業の対応方針を取りまとめております。それぞれの具体的な対応方針につきましては各部の担当次長から報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、事業方針書 2 ページからでございますが、農林水産部の取り組みということで、林道事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、農林水産部さんよろしくお願いをいたします。

(農林水産部次長 (森林・林業担当))

農林水産部森林・林業担当の吉川でございます。では、私の方から林道事業の対応方針について、説明をさせていただきます。再評価審査対象事業につきましては、林道事業の経ヶ峰線と浅谷越線の 2 路線でございます。

委員会の方からは、平成 26 年 8 月 12 日に開催された第 1 回の委員会で、両路線とも事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただきました。あわせて、事業が長期にわたっていることから、早期の事業完成に努めるとともに、事業効果の十分な発現のために、森林整備・林業振興を目的とした施策をさらに推進されたい、との意見をいただきました。

林道事業の背景でございます。林道事業は、森林施業の効率化や林業収益性の向上、森林機能の増進を図るため、その基盤となる林道というものを整備する事業でございます。それ以外に経ヶ峰線では、錫杖湖周辺の観光資源から経ヶ峰頂上へのアクセス道として、自然を生かした集客交流産業の活性化を図ることも目的としております。また浅谷越線では、市内の主要国道や熊野尾鷲道路を連絡して地域道路網を形成することによって、沿岸部の国道が被災した場合の迂回路としての、地域における安全確保等の役割を果たすことも目的として整備を進めているところでございます。

4 番、4 ページでございますが、再評価対象事業の対応方針でございますが、引き続きコスト縮減と環境配慮に努め、事業を継続して実施してまいりたいと思っております。

5 番の事業への対応方針でございます。事業の課題につきましては、両路線とも地形が急峻な箇所での工事であり、複数箇所での同時着工が困難であること、災害に強い林道が求められる中で、法面の安定に要する経費が増高し、開設延長

が伸びない傾向にあることから事業期間が長期にわたっており、早期の事業完成が求められております。また、林業の基盤である林道としての事業効果の十分な発現のためには、当該林道を活用した森林施業をさらに推進する必要があるとございます。

5-2の課題の解決方針でございます。当該事業は国庫補助事業で進めていますので、十分な予算措置がなされるよう国に要望しながら必要な予算の確保に努めてまいります。また、事業の執行にあたっては、移管後の市町に掛かる供用後の維持管理費用も勘案しながら、工事のコスト縮減に努めてまいります。現在三重県では、簡易な森林作業道の整備や施業の集約化により、間伐等の森林整備を促進しているところでございます。開設した箇所については、毎年度、林道管理者に引き渡して供用が開始され、森林整備等に利用可能となることから、両路線の開設区間においても、関係市町や地元関係者にこれらの施策を働きかけながら森林整備を促進してまいりたいと考えています。以上でございます。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。只今、農林水産部の取り組みということで、林道事業2件につきまして今後の対応方針等を述べていただきました。只今の説明につきまして、委員の皆さんいかがでしょうか。ご質問・ご意見等よろしくお願ひします。

(委員)

課題の5-2のところに、コスト縮減というキーワードが出てきていますが、大変、今の時代必要なことだと思うのですが、ここにある維持管理費も含めた中でのコスト縮減という、LCCを考えてくると、施設造った時に安くても長期的にもたないとかですね、或いはここにあるように地元の人に引き渡した時に問題が起きるとか、そういう辺りの扱いというのはどうのお考えかというのを伺ひしたいなと思うのですが。

(農林水産部次長(森林・林業担当))

以前はですね、とにかく安く開設延長を伸ばそうということで、どちらかというと林業者が使う特定の道だということで、そういった傾向にありがちだったんですけども、やはり市町からのそういった移管後にですね、経費が掛からないような形できちっと造って欲しいというような要望がありますし、我々としても公道としての位置づけも当然ございますので、災害にも強いようなですね、林道造りというのを進めていく必要があるということで、そういった観点の中で最大限コスト縮減を図っていくというような考え方で整備を進めています。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。その他、委員の皆さんいかがでしょうか。

あのひとつ単純な質問ですが、今の説明の中にもあったと思いますが、この文章で言いますと、開設した箇所は毎年度林道管理者に引き渡して云々ということは、県の事業としては林道を開設するというところまでで、その後は主体が変わってくるということですか。

(農林水産部次長 (森林・林業担当))

基本的には林道は市町が整備するもので、それを申請に基づいて、大規模な林道等をですね、県で実施をするということで、工事の実施主体が県というような位置づけでございます。

(委員長)

その後の管理に関しては、市でおこなうのですか。

(農林水産部次長 (森林・林業担当))

市です。

(委員長)

はい、そちらでやってもらうということで。

その他、いかがでしょうか。はい、では特に無いようですので次に移りたいと思います。それでは農林水産部の取り組みにつきましては、ここまでということにいたします。事務局からお願いします。

(公共事業運営課長)

それでは続きまして、事業方針書 6 ページからでございます。県土整備部の取り組みということで、道路事業、河川事業、海岸事業の順で続けて対応方針を説明させていただきます。

(県土整備部次長 (道路整備担当))

県土整備部道路整備担当次長の鈴木でございます。先ず 7 ページ、8 ページのところでございます。道路事業の対応方針について説明させていただきます。資料の 1 のところでございます、道路事業といたしまして、一般国道 477 号四日市湯の山道路でございます。

委員会意見といたしましては、平成 26 年 11 月 4 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する、との答申をいただいております。また、あわせて可

能な限りコスト縮減の取り組みを図りたいとの意見をいただいております。

道路事業の背景でございますが、道路は、地域の生活・産業・観光を支えるとともに地域間交流を支援するなど、県民生活を支える重要な社会基盤でございます。しかし、本県の道路整備状況は先程土井部長からも話がありましたが、まだまだ十分ではないといった状況でございます。限られた予算の中で、主要幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時に対応できる道路、地域の課題やニーズに的確に対応する道路について、計画的に整備を努めてまいります。

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきたいというような形で対応方針を考えておられます。

事業への対応方針でございます。1番、事業の課題でございます。今回の再評価対象事業についてでございますが、平成30年度に供用予定の新名神高速道路にあわせて、新名神高速道路菟野インター（仮称）へのアクセス道路として整備を進めているものでございまして、四日市市街地や東名阪自動車道四日市インターとの連絡を強化するとともに、現道の渋滞を緩和し、円滑な交通を確保するものであることから、確実な整備の推進が必要と考えています。事業費が増大しておりますことから、事業実施にあたりましては、コスト縮減に取り組む必要がございます。5-2の課題の解決方針でございますが、今後も引き続き市町や関係機関との連携を図り、平成30年度の完成に向けて計画的で効率的な事業執行に努めてまいります。盛土材の土質改良に要する費用等が増大していることから、近隣工事との調整を密に行い良質土の受入を図るなど、コスト縮減に努めてまいりたいと思います。以上で説明の方を終わらせていただきます。

（県土整備部次長（流域整備担当））

流域整備担当の館でございます。よろしく申し上げます。河川事業と海岸事業について説明させていただきます。9ページでございます。河川事業の対応方針について、1、再評価審査対象事業の河川事業3番二級河川三滝川、4番一級河川芥川。2、委員会意見です。平成26年10月7日に開催されました第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番、4番については事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承するとの答申をいただきました。また、あわせて、事業効果を早期に発現させるために、整備順序を明確にして事業の推進を図りたい、との意見をいただいております。

3、河川事業の背景でございます。三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成25年度末で39.1%と低く、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。このため、平成18年12月に策定した三重県の河川整備に関する中長期計画である三重県河川整備戦略に基づき、概ね5ないし10年に1度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよ

う、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を、自然環境に配慮しながら実施しております。

4、再評価対象事業の対応方針です。再評価の対象となった 2 河川について、事業継続の妥当性が確認されたことから、浸水被害の軽減を目指して事業を継続していきます。

5、事業への対応方針、5 - 1、事業の課題です。3 番の三滝川につきましては、三滝川の流水の一部を三滝新川により海蔵川に流す計画であることから、三滝川・海蔵川・三滝新川の 3 河川を一体として整備を行っております。10 ページの方にまいりまして、現在、近鉄川原町駅付近の連続立体交差事業と併せて、ネック点となっていた三滝川の国道 1 号四日市橋から堀木橋までの間、約 800m を中心に整備を行っております。また、4 番の芥川につきましては、用地買収はほぼ完了しており、現在、下流部の護岸工を進めているところです。しかしながら、事業完成までには多大な事業費と時間を要することから、早期に事業効果を発現させるために、整備順序を明確にする必要があります。

5 - 2、課題の解決方針。3 番、4 番とも、概ね 30 年で整備する内容を取りまとめた河川整備計画に基づき事業を実施しております。3 番の三滝川につきましては、現在、平成 29 年度の完成を目標に、近鉄三滝川橋梁の架け替えおよび近鉄橋梁の上下流部の護岸整備を実施しております。この区間の整備が完了した後に、引き続き、三滝新川の整備を行う予定です。4 番の芥川につきましては、引き続き、断面が不足している下流部の護岸工を進める予定です。原則として、下流から上流に向けて順次整備を進めることとしていますが、近隣工事からの工事発生残土等を利用しながら、中流部の築堤盛土も進め、早期に事業効果が発現できるよう努めてまいります。

11 ページにまいりまして、海岸事業の対応方針についてでございます。1、再評価審査対象事業です。海岸事業 9 番宇治山田港海岸。

2、委員会意見です。平成 26 年 11 月 4 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する、との答申をいただきました。

3、海岸事業の背景です。宇治山田港海岸二見地区は、伊勢湾西岸の南部に位置し、五十鈴川河口から夫婦岩方向に直線的に延びる海岸です。当地区の海岸堤防は伊勢湾台風による被災を契機に昭和 36 年度までに築造されましたが、築後 50 年近くが経過していることから施設本体の老朽化が進んでおります。また、近年の河川からの土砂の供給が減少していることなどから、砂浜が侵食を受け汀線は大きく後退しています。このようなことから、台風などの高波時には波が堤防を越える被害が発生するなど、背後の旅館街、人家の安全が危惧される状況となっております。このため、当事業により海岸侵食の進行を防止し海浜の安定を図ると共に、波浪や高潮などによる浸水を未然に防ぎ、背後地の生命・財産を守るこ

とを目的として堤防の改良、突堤や養浜の整備を実施しています。

4、再評価対象事業の対応方針です。地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

5、事業への対応方針、5-1、事業の課題。平成12年度より着手し、15年経過していますが、現在進捗率は約38%に留まっています。また地元からの要望も強いことから、早期に事業効果が発揮できるよう事業を推進する必要があります。

5-2、課題の解決方針。事業完了予定である平成34年度までに完成できるように予算の確保に努めます。また、工事方法についても、関係者と十分に調整し、複数の箇所でも同時施工を行う等、効率的・効果的な事業進捗を図っていきます。以上でございます。

(委員長)

今、県土整備部の取り組みということで、それぞれの事業について今後の対応方針を述べていただきました。委員の皆さんいかがでしょうか。只今の説明に関して、ご意見・ご質問等お願いします。はい、どうぞ。

(委員)

すみません。道路の7ページの四日市湯の山道路ですけれども、平成30年度の完成に向けて努めていただいているということで、進捗状況は30年度大丈夫なんだろうということと、あと近隣工事と調整を密に行いという様に書いていただいているのですが、やはり同じものを使うとか、掘ったものをそちらの近隣工事に持っていくとか、色んなことを今現在も考えていただいていると思いますが、これの近隣工事との調整というのは、対象はどこの道路のことを仰ってみえるのか、前にも聞いたかも分かりませんが、教えてください。

(県土整備部次長(道路整備担当))

まず進捗状況でございますが、今、用地の取得も大分精力的に進めておりまして、用地の進捗と工事の進捗も、順調に今のところ進んでおるという理解をしてございますので、かなりNEXCOさんの新名神の工事というのが、これからペースアップするところでございますので、ダンプの運搬の経路をどうするかとかそういった細かい調整も含めて、今連携しながら進めているところでございます。実は昨日も、北西地域、亀山よりも北の地域の市町の皆さんとNEXCO、国交省と県で、事業調整会議を開きながら、工事の進め方を密に調整しているところでございます。その中で、コスト削減のところの近隣工事との関係でございますが、周辺、滋賀県側も含めて、土砂の運搬距離がそれ程長くない範囲で、色々と照会をさせていただきながら、改良が必要な部分について、出来る限り良質なものを、受け入れられるように今調整を図ってございまして、ある程度の時期に

なればかなり良質な土がいただけるというような調整を、今まだ確定というわけではないのですが、調整しているところで、その辺をしっかりと進め、コスト縮減と予定通りの開通ということを目標に頑張っていきたいと思っているところでございます。

(委員)

ありがとうございます。滋賀県の方とも交流しながら進めていただいているという部分があるんですね。

(県土整備部次長 (道路整備担当))

今、滋賀県の、農政局永源寺ダムの浚渫土の受け入れを調整しています。

(委員)

山の向こう側から、永源寺。

(県土整備部次長 (道路整備担当))

そうです。

(委員)

そうですか。

(県土整備部次長 (道路))

そちらから持ってくることで、今調整を進めているところでございます。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

その他ご意見・ご質問等いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

道路事業にしても河川事業にしても海岸事業にしても、国民の生命・財産守って、利便性を考える上で大変重要な事業だと思っています。ただ、それが長期にわたってかかりすぎていると、地元の一般県民の方は、中々進捗状況を含めて理解できていないので、今回お話があったように整備順序を明確にして、いわゆる県民の皆さんに理解していただくという姿勢があるのかな、いいかなと思っているという所と、あと道路事業に関して先程お話があった盛土材を新しく考えられ

てということで、いわゆる先程もお話しした長寿命化を含めた中で、単に安いだけ、コスト縮減だけを図るんじゃないくて、もう少し先を見据えた形でのコスト縮減、少し高くても良いものをするというような発想もあっていいのかなと思っているところですけど、その辺り、県さんの意見としていかがかなというのを伺いたいと思います。

(県土整備部次長 (道路整備担当))

道路につきまして、特に今回の四日市湯の山道路は、地域高規格道路ということで、ある程度走行性の高い道路として、当然、緊急輸送道路というような形の位置づけの中でやっています。道路についての設計の指針等に従って、しっかりとしたものを作っていき、土質が悪い場合、どうしてもセメントの改良などをしながらでも、がっちりとしたもの、しっかりとしたものを作るというコンセプトでやってございますし、ライフサイクルコストというような形で考えておりますし、道路事業につきましては特に橋梁や、今回は関係ありませんが、トンネルとか長寿命化ということで、法定での点検が義務付けされ、しっかりと点検から修繕を含めて、長寿命化を進めております。その辺しっかりと、四日市湯の山道路は特に、高速道路に準ずるような形の道路として整備してございますので、頑張ってもらいたいと思っております。

(委員)

河川整備に関してはどうですか。

(県土整備部次長 (流域整備担当))

今委員の方から、整備順序が重要だということもお話いただきました。我々も整備順序をきちんと立ててですね、進めていくことが重要と考えています。ただ河川事業、中々時間もかかりますし、目に見えて整備が進むということが非常に見え難いとかそういうこともありますので、我々のしている事業について、皆さんにお解りいただける様に情報発信していくような手段を考えてですね、見えるようにしていきたいと考えております。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。何かご意見・ご質問等お願いします。

ひとつすみません。私の方からお聞きしたいのが、河川事業ですが、今先程話題になりましたけれども、整備順序明確にして云々という意見がありました。それをもとにしてこれこれ考えましたという、そういう説明なんです、整理順序というのが非常に難しいと思うのですが、こっちが優先か、これは後回しでいいかというのは、実はすごく難しいと思うのですが、このご説明ではこれこ

れを進めてこの整備が完了した後にこれこれということと言われてましたが、これはつまりどういうふうに考えたらいいんでしょうか。この地区が大事だというのはこの地区をまずやるというのは、それはなぜそこから始めるべきなのかというのが、何があるから何が大事だからやるというその順番ですね、その辺りをどのように考えたらいいんでしょうか。

(県土整備部次長(流域整備担当))

この10ページの5-2の下から3行目にもありますように、順序としましては、原則的には下流から順次広げていくこととなります。上流で広げてしまいますと、下流に大きな水が流れて、それで下流が溢れてしまうという結果になりますので、原則としては下流から上流に向けてやります。三滝川の方はですね、非常に珍しい例なんですけれども、三滝川の水を三滝川だけで流すんじゃなくて、ここにもありますように9ページの下2行目にございますように、三滝川の水の一部を三滝新川という分派、三滝川から分かれる分派を造りまして、それを介して海蔵川に水を流す、放流するような形をとっています。ですので、この三滝川の方の順序は先ず三滝川の本川といいますか、大本の三滝川の下流側の整備をしました後に、それから上流側で分派、今現在やっております川原町駅付近の場所も上流側にあるんですが、上流側の分派に手をかけて三滝新川に手をかけて進めていくと、そういう整備順序をしているもので、特にこの地域が重要だから、街の内のこの部分が重要だからここをやりますというような、そういったことは河川の整備としてはちょっとできませんので、実際の中流部に重要な部分があってもですね、下流部から広げていく必要がありますので、そういう整備順序をより明確にしていこうということをございます。

(委員長)

はい、分かりました。ありがとうございます。

委員の皆さんその他はよろしいでしょうか。では、大体よろしいでしょうか。では、その他特に無いようですので再評価事業につきましては、ここまでということで終了とさせていただきます。プログラムに沿って申しますと、ここで一旦5分間休憩を挟んではどうかということなんですが、では4時3分を目処にして再開ということで、少し休憩ということにさせていただきます。

(公共事業運営課長)

それでは、正面の時計で4時3分再開ということで、よろしく願いいたします。

[休憩]

### (3) 事後評価結果における今後の対応方針

(委員長)

それでは時間になりました。再開したいと思います。では、議題の2番、事後評価結果における今後の対応方針についてということですが、先ず事務局の方からお願いします。

(公共事業運営課長)

それでは先ず、公共事業総合推進本部から事後評価結果における今後の対応方針について、ご報告させていただきます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

はい、それでは資料の引き続きのところですけど、赤色インデックスの4番の二つ目の青色のインデックスがついています、事後評価結果県事業というところ、資料の13ページをお開きください。この13ページの表-2にありますように、今年度は10の事業について事後評価結果の審議をしていただきました。各担当部署で行いました事後評価結果について、全ての事業で事業の効果については評価結果の妥当性を認めるということで、承認のご答申をいただいております。この答申及び審議の中でいただきました意見等を踏まえ、事業の対応方針を取りまとめまいりました。いずれにしましても、今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら取り組んでいきたいと考えております。個別の対応方針につきましては、各担当次長からご説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(公共事業運営課長)

それでは、事業方針書14ページからでございますが、先ず農林水産部の取り組みということで、湛水防除事業、地盤沈下対策事業、経営体育成基盤整備事業、中山間地域総合整備事業、広域漁港整備事業について、事業の対応方針を説明させていただきます。それでは湛水防除事業の報告から続けて説明をお願いいたします。

(農林水産部次長(農業基盤整備・獣害担当))

それでは、私、農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長の福岡でございます。よろしくお願いいたします。先ず、15ページでございますね、湛水防除事業についてということで2地区でございます。501番城南地区、そして504番明和第二地区でございます。

委員会から頂戴した意見でございます。審査の結果ということで、501番、504番については事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申を頂戴いたしました。また、あわせてご意見も頂戴いたしました。近隣に国土交通省の排水機場、また、この後ご説明させていただきます地盤沈下対策事業等がございました。このような同種の事業を行う場合、事業の目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様、努められたいとのご意見を頂戴しました。アンケートの結果等からこういう意見を頂戴したと思っております。

3番目でございます。湛水防除事業の背景でございます。湛水防除事業でございますが、地域の排水条件が悪化した地域を対象に排水施設の再整備を行う事業でございます。湛水被害の発生を未然に防止する。また、農業生産の維持及び農業経営の安定を図っていくということでございます。先ず、501番の城南地区でございます。海拔0m以下、一番低いところで-2mというところがございます。輪中地域でございます。このため、普段から排水機を用いて排水を行ってまいりました。ただ、排水機の老朽化、そしてまた地盤沈下も進行してきたということで、大雨時の自然排水が出来なくなってきたということから本事業を実施したところでございます。続きまして、504番、明和第二地区でございます。この地区も海岸沿いのですね、低湿地地帯でございます。河口部に2箇所の排水機場がございまして湛水被害の解消に対応してまいりました。やはり、この地区につきましても施設、ポンプ等が古くなってきた。また、吐き出している箇所も、河口部の排水河川の堆砂による外水位の上昇によりまして、中々排水が出来難くなってきていた、ということで本事業を実施させていただきました。

事業への対応方針でございます。先ず、事業の課題でございます。何と申しましても、南海トラフ地震の発生の危険性が年々高まってきております。また、当然ながらそこに暮らしてみえる方々の不安もやはり高くなってきているのかなと思っております。地震後にもやはり排水機能がきっちり確保できるように、排水機場の耐震化等をこれから進めていくという必要があるかと思っております。またもう一点、委員の方からのご指摘も頂戴しました。類似の別事業等が存在することもありまして、事業目的等が地域住民に十分理解されていないという可能性がある、ということが課題だと考えております。

このような中で16ページでございます。課題の解決方針ということで、現在、既存の排水機場について耐震調査を進めております。県下順次、調査を進めております。当該の城南地区等につきましても調査を進めているところでございます。この調査の結果によりまして、耐震の必要な排水機場については、早急に管理者等とも相談しながら早急に耐震対策を進めてまいりたいと思っております。また、もう一点でございます。事業目的が理解されているかどうかというところでございます。今後、湛水防除事業を行っていく場合には、やはりきっちり類似事業との違い、事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様に努めていく必要が

あると思っております。それには、工事前は当然ですが、やはり工事途中であるとか、施設が出来た後とか、そういうところも見ていただきながら説明をしていく、というようなこともやはり考えていくべきかと思っております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして 17 ページでございます。地盤沈下対策事業でございます。502 番城南地区でございます。

2 番の委員会の意見というところで、審査の結果につきましては、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申を頂戴しました。ただ、やはり先程の湛水防除の城南地区と同様、今後、同種の事業を行う場合には、事業の目的等を地域住民に十分に理解してもらえる様に努められたい、とのご意見を頂戴いたしました。地盤沈下対策事業というこの名前自身も少し分かり難いんじゃないかというようなお話も頂戴したと思っております。

3 番目の地盤沈下対策事業の背景でございます。当事業、地下水の採取に起因して生じた地盤沈下地域において、沈下によって生じた農用地でありますとか農業施設の被害を復旧するとともに、洪水・高潮等による災害に対処することを目的に行うものです。この城南地区につきましては、水路整備後からの地盤沈下量が 0.3m から 1.2m という非常に大きな沈下を起こしているところもございます。このため漏水であるとか、水路が波を打ってしまう等によりまして通水量不足、また低下など、施設に多大の機能障害が発生しておりました。このようなことから機能の回復を目的として当事業を実施したところでございます。

事業への対応方針。一つ目の事業の課題でございます。地盤沈下自身は今、測定している中では終息はしてきてございます。ただやはり、これからの測定結果を注視しながら、必要に応じて事業等検討してまいりたいと思っております。またもう一点は、この同種の事業を行う場合には、やはり先ず、地盤沈下対策事業という少し分かりづらかった面もございます。事業名なり説明については、配慮していく必要があるのかなと思っております。また、先程も申しましたように、地域住民に十分理解してもらえるような説明会等の工夫も必要かなと思っております。

続きまして、18 ページでございます。経営体育成基盤整備事業でございます。503 番鈴鹿川沿岸 2 期地区でございます。

委員会の意見として、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申を頂戴しました。

まず、事業の背景でございます。当事業の農地の大区画化。わかりやすい言葉で言いますと、ほ場整備等でございます。また、用水路・排水路、農業用の用水・排水の整備、農道の拡幅等を実施するというところで、農業の生産性が向上し、農業経営の合理化が図られ、また、担い手への農地集積を行っていく、というようなことを目的としております。当地区では都市近郊農業が行われております。近年、非常にやはり農業従事者の高齢化、後継者不足が非常に顕著でございます。

そしてまた、施設の老朽化に伴う漏水等、施設の維持管理にも苦勞していたという状況がございます。こうしたことから、まず用水路のパイプライン化と大型機械の対応可能とするように農道の拡幅等により、水管理であるとか営農の省力化を図ることによって、生産コストの低減による農業生産性の向上等の農業経営の合理化を図って、将来にわたって優良農地を適切に維持・保全し、安全で安心な食料の生産に資すること、また担い手への農地集積の推進を目的として、事業を実施してまいりました。

事業への対応方針でございます。先ず、課題二つ挙げさせていただきました。やはり先程も申しましたように、農業就業人口が非常に減少しておる、後継者が不足しておるといことが、やはり大きな一つの課題と思っております。それと、担い手への集積はある程度進んできたわけですが、そうするとどうしても農業へ従事する方が少なくなってくる。そのことで、施設の維持管理をどうしていくのかというところがやはり課題になってきていると考えております。

ページをめくりいただきまして、19 ページでございます。課題の解決方針ということで、水資源の効率的な利用、また水管理の省力化につながる用水路のパイプライン化。当事業で進めているわけですが、これによりまして、担い手農家の育成と農地の集積を促進する。そういうことによって安定的な農業経営ができるように、これからも支援していきたいなと思っております。実際に、やはり整備後は担い手の集積が徐々に進んでいます。また、その農業用施設の維持管理の点ですが、どうしても農業の担い手さんだけで施設を維持管理するというようなことは難しい面がございます。やはり地域のその施設、地域に暮らす方々にとっても重要な施設ということをご理解いただきながら地域で守っていく、また、そこを利用される方も含めて守っていくということ、活動をやはり促進していく必要があるのかなと思っております。多面的機能支払制度というような制度も県・市・国、合わせて支援しているところでございます。このような活動への取り組みも地域にご説明しながら、地域で施設を守っていくということの取り組みを、今お話しさせていただいているようなところでございます。

続きまして、20 ページでございます。中山間地域総合整備事業でございます。505 番紀南地区でございます。

審査の結果につきましては、「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申を頂戴しました。

3 番の事業の背景でございます。中山間地域の事業ということで、農業の生産条件が不利なその地域の実情に合ったような整備手法によりまして、ほ場整備等の農業生産基盤を先ず整備するという、それと農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施するという、農業また農村の活性化を図ることを目的としております。本地域は、急傾斜地で未整備で分散している農地の区画整理、また農業集落道や活性化施設の整備。活性化施設、公園であるとか、みかんの加工施

設等の整備によって地域の振興を図りたいという地域の要請もあり、集落機能を維持する必要性があったため本事業を実施したというところでございます。

事業の課題でございます。やはり過疎化、高齢化によりまして、農地であるとか農業用施設の維持管理を農家のみで実施するというのは、中々困難な状況になってきております。やはり地域全体で地域の農業、そしてまた、地域の施設をどうしていくかということに取り組むことが必要となっております。また、活性化施設につきましては、これをしっかり活用ということが重要なのかなと思っております。より多くの人に利用してもらう、また、地域として都市との交流であったり、地域産業の振興にもしっかり活用していただくということが、やはりこれから重要になってくるのかなと思っております。

21 ページでございます。課題の解決でございます。地域の農地・農業用施設のことにつきましては先程申しました、多面的機能支払、また、当地域は中山間地域でございますので、中山間地域等直接支払い等活用していただいて、地域として維持していただくということを支援していきたいなと思っております。また、もう既に実際にこの地域の中で取り組まれていただいているところもでございます。さらに広げていきたいなと思っております。また、活性化施設につきましては、先程も申しましたように、地域でしっかり利用していただく、地域の産業振興であったり都市との交流であったり、利用していただいて利用者拡大に向けた支援をおこなってまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

(農林水産部次長 (水産振興担当))

同じく農林水産部の水産振興担当をしています、藤吉と申します。よろしくお願ひします。では、広域漁港整備事業につきまして、ご説明させていただきます。22 ページをお開きください。広域漁港整備事業でございます。506 番、地区は宿田曾でございます。

先ず 2 番目ですが、委員会の意見としまして、審査の結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。また、あわせて、今後の社会情勢の変化に対応し、より一層の事業効果が発現できるよう、地域の漁業振興を図りたいとの意見をいただきました。ここの部分は具体的には漁業の担い手の育成など、漁業関係者の増えるような努力であるとか、あと、若い後継者が繋げるような、魅力をアピールするような取り組みだということでご指摘をいただきました。

次、3 番でございます。今回の事業の背景でございますけれども、広域漁港整備事業は、水産物の生産及び流通の拠点整備を図ることを目的としています。宿田曾漁港は、基本施設の整備はほぼ完成したものの、太平洋に面していることから、台風であるとか、低気圧の発達したときの高波が防波堤を越えて港内に侵入するというところで、船がこういった悪天候のときの泊地として使用する為の静穏

性が確保できない状況。そして、さらに網の手入れなどを行う陸上作業用の用地も不足しているという状況であったことから、陸揚げだとか出漁準備の作業にも支障を来たしていたという状況でした。このため、この事業では防波堤の整備によって港内の静穏性の確保であるとか、必要な用地の整備ということで、漁業活動の効率化及び安全性の向上を図ったということでございます。

次、4番でございます。対応方針でございます。まず事業の課題でございますけれども、ご指摘いただいたように、漁業者の減少や高齢化、漁業生産の低迷、燃油の高騰など水産業を取り巻く状況が厳しい中、社会情勢の変化に対応して、より一層事業効果が発現できるよう、地域の漁業振興を図る必要があるということで、課題を認識しております。

この課題の解決方針でございますけれども、競争力を強化するため、これまで各地の漁港で担ってきました流通であるとか、水産加工などの拠点漁港という形で集約をして、選択と集中による漁港の拠点化を図るということで、この辺は漁協さんであるとか、漁業者との課題認識を共有しながら努めていきたいなというふうに考えています。それから23ページにいきますけれども、漁業の担い手確保・育成のために、漁協であるとか、後は今年度、市町、それから漁連等の水産団体、そして後、県立の水産高校と一緒に、三重県漁業担い手対策協議会というのを作りましたので、こういった関係者と連携しまして、担い手の漁村への受け入れ態勢の強化であるとか、あとはせっきやく担い手になった方が定着できるような支援対策の充実を図るということで、地域の漁業振興に努めていきたいと考えております。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。今、農林水産部の取り組みということで、それぞれの事業について今後の対応方針を述べていただきました。今、まとめて説明していただきましたが、その説明に関して委員の皆さんいかがでしょうか。ご質問・ご意見等、お願いします。はい、どうぞ。

(委員)

ありがとうございます。ご説明の中にもあったのですが、農林水産部さんがされている事業というのは、地元との関わりというのがもの凄く大きくて、それ以外の周辺の方との連携というのは中々目に見えてないと思うんです。それをということで、対応を色々と考えられているんですけども、今後高齢化も進む中で地域の状況を見ると、今までの施設をいかに維持管理していくかとか、或いは新規にどうしていくかという中で、当然その辺りのことを十分説明していかないとやっていけないと思うのですが、その辺り中々難しい点はあると思うのですが、どういうふうにお考えなのかなというのを伺いたいです。

(農林水産部次長 (農業基盤整備・獣害担当))

農業用の施設、特に今回挙げさせていただいております湛水防除事業等が最たるものでして、農地の被害を防ぐという施設でありながら、実はその農家の人家の被害を防いでいるという施設になります。また当然、農業用の排水路があれば、宅地の排水もそこへ入ってスムーズに下へ流していく。また、山からの水もその排水路がある御蔭でその宅地に入って来ずにスムーズに下へ流れる。当然ながら農業だけのための機能だけじゃないというのは、委員の皆さんもご理解いただけるかと思えます。これを、きちり地域の方々にご説明していくということが、やはり我々の一つの大きな役割だと思っています。それで先程も申しましたように、特にこういう湛水防除事業というのは、本当に大雨、滞水の時には、もう生活に直結するわけですね。そういうことをしっかり地域に理解していただくためには、やはり工事をする所からですね、先程も申しましたけども、工事をする所から出来上がった時も、きちり、例えば定期的にでも、その施設を中々ポンプって見ていただく機会って中々無いので、そういう所を見ていただくような機会をつくるとか、そういう努力をこれからしていくべきなのかなと思っています。そういうところから一步步理解が深まっていき、また、施設に対する役割というの理解も理解していただっていくのかなと、一步步ではありますが、そういうようなところからやっていくのかなと思っています。

(農林水産部次長 (水産振興担当))

漁港の関係でございますけど、先程申しましたように、拠点漁港というようにどこへ水揚げをしてどこが市場としての中心になっていくかというのは、地域の漁協さんと役割分担を考えていきたいなと思っています。あと、地域の住民の方につきましては、例えばこの宿田曾地区というのは平地が少ないところでございますので、住民アンケートをとった中では、散歩デビューをしていただいたりとか、盆踊り大会とか利用していただいていますので、その辺りは地域の住民の方にしっかり利用していただけるようなものになっていかないとはいけません。他の地区では、例えば自治会が、定期的に市というか物産のイベントみたいなものやってですね、外からも人を集めるということもやっていますので、そういうことも地域に提案しながら、上手くこの場所を活用していきたいなと思っています。

(委員長)

その他いかがでしょうか。何かコメント等、ご質問・ご意見。はい、どうぞ。

(委員)

高齢化が進んでいるのですが、その辺り、どういうお考えかなというのをちょっと伺いたいんですけど、こちらも含めて。

(農林水産部次長 (農業基盤整備・獣害担当))

まず、高齢化が進んでいるというのは確かですが、ただ、まだまだ 65 歳を超えた方、今も現役で農業に従事されています。当然、若い担い手も必要ですが、農業で言えば地域で地域の農業をどうするか。そして、農業施設の管理をどうするかというのは、セットで考えなければならぬと思います。このようなことから、地域でやはり先ず話し合うことが重要であると思います。その話し合いの中で、地域の今までやってきた農業であったり、農地であったり、施設を地域でいったいどうしていくのというところをやはりきっちり話し合う。その時に、例えば「担い手さんに田んぼはお任せしましょう。ただ、施設は我々でも、少しずつ労力出しながらも維持していきますよ。」というような地域の合意というか、将来に向けた地域の考え、それは中山間地域であったり、平地の地域であったり、色々のお考えがあると思いますが、そういう視点で話し合っていていただく、また計画を作っていていただくというのが、先ず大事なのかと思います。その中で高齢化、兼業農家であっても、休みの日に何日か出て維持するというのは可能かと思っております。また三重県の特徴として非常に南北に長く、東西に短いという点があって、農村に住みながら都市に働きに行くということが、非常に可能かと思っております。そういう意味では、兼業農家というのは非常に成り立ちやすい環境のかなと思っております。三重県の地域、全てとは言いませんが、そういう環境の中で農村を守っていく方策というのは、地域で考えていけるのかなと思っております。

(農林水産部次長 (水産振興担当))

漁業の場合も高齢化が問題になっていまして、漁業者の 70 歳以上の占める割合が 46%という形で、あと 10 年経ったらどうなるのという問題を抱えております。漁協の中では地区によっては、漁師塾という形ですね、ある程度ベテランの漁師さんが、外から来る若い漁業者を希望される方に自分の技術を教えるような、そういう取り組みをして、若い方が入ってくるところもございます。一方で、漁村というのは非常に閉鎖的なところがあって、都会から来るような方については受け入れないという部分もありますので、先程ご説明させていただいた担い手の協議会の中でですね、漁村の意識を変えて、若い方も受け入れた中で、都市との交流も進めながらやっていくということ、これから関係者とともに考えていきたいなど、そういう取り組みをやってまいりたいと考えております。

(委員長)

その他はいかがでしょう。委員さん。

(委員)

鈴鹿川沿岸の 503 番ですけれども、やはり農家のみでなく非農家も含めた、その地域を守っていくために農家さんだけでなく、他の住まいの方々も含めた利用の方向というか、恩恵を受けていただくということが非常に大事だと思いますけど、この 19 ページに書いてある多面的機能支払制度。これを積極的な活用支援をしていきますということですけど、ちょっとこれについて現状どうなのかを説明いただければと思います。

(農林水産部次長 (農業基盤整備・獣害担当))

多面的機能支払制度。実は、昨年まで農地・水・環境保全向上対策という制度がありました。これまで、要綱・要領の事業だったものを、法制化するなど、制度の見直しを行い、事業化された制度です。農家、非農家、そして地域外の方も、皆さんが一緒になって、地域の資源、農地、農業用施設をきちんと保全していきましょう。いう活動に対して支援をさせていただいている事業でございます。ですからその活動や将来に向けて地域の資源を守っていく取り組みに必要な体制作りに対して、補助をしています。具体的にどのような活動に補助をしているかと言うと地域のみなさんで水路を維持する活動、例えば排水路の泥上げや少し傷んだ水路の補修というような活動。また、地域の環境活動に農地や農業用施設を利用する。例えば、休耕田に花を植えて、地域のみなさんの憩いの場として楽しんでいただく、というような活動にも支援をする。そのようなところで地域の施設を将来にわたって維持する体制を作ることや地域の環境を向上させていくというような取り組みに対して補助していく制度でございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。上手くいっていますか。

(農林水産部次長 (農業基盤整備・獣害担当))

はい、すみません。現状のお話をするのを忘れていました。去年までは 315 の施設、組織が取り組んでいましたが、今年になって 500 以上の組織に膨らんでまいりました。面積的には 25,000ha 弱の地域で取り組まれています。耕地面積が 61,300ha ですから、耕地面積で言えば 1/3 以上で取り組まれているということです。その中には耕作放棄地 5,000ha 程度も含まれているので、耕作されている面積で言えば半分弱で取り組んでいるというような広がりを見せてきております。

(委員)

ありがとうございます。はい。

(委員長)

はい、状況を説明していただきましたが、その他の点についてはよろしいでしょうか。はい、よろしいでしょうか。では、特に無いようですので、農林水産部の取り組みにつきましては、ここまでということにいたします。その次につきましては事務局の方から。

(公共事業運営課長)

それでは、事業方針書 24 ページからでございますが、県土整備部の取り組みということで、河川事業、砂防事業、海岸事業の対応方針を説明させていただきます。それでは、河川事業から報告をお願いいたします。

(県土整備部次長 (流域整備担当))

流域整備担当の館でございます。河川事業、砂防事業、海岸事業について説明させていただきます。資料の 25 ページでございます。河川事業について 1、事後評価審査対象事業河川事業 507 番二級河川大堀川。2 番、委員会意見でございます。平成 26 年 11 月 4 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。

3、河川事業の背景です。三重県が管理する河川のうち、要改修区間に対する河川整備率は平成 25 年度末で 39.1%と低く、県民の安全・安心という観点からも治水対策の推進が望まれています。このため、平成 18 年 12 月に策定した三重県の河川整備に関する中長期計画である三重県河川整備戦略に基づき、概ね 5 ないし 10 年に 1 度起こる降雨により発生する洪水を安全に流下させるよう、河川堤防や護岸の整備、河床の掘下げなどの河川整備を自然環境に配慮しながら実施しています。

4、事業への対応方針です。4-1、事業の課題です。事業効果の確認や事業に関する課題等を把握するため、特に浸水被害が想定される地区を対象にアンケート調査を実施しましたところ、事業完了後においても全体の 34%の方が河川の氾濫に対して不安を感じていることが解りました。

4-2、課題の解決方針です。住民の方々に、河川事業の事業内容や事業効果を正しく理解いただくことが重要と考えています。今後、同様の事業を行う際は、住民の方々がなぜ不安を感じているのかを明らかにするとともに、事業説明会等を通じて事業効果や不安を感じていることについて十分に説明を行い、正しく理解していただけるように努めます。

26 ページにまいりまして砂防事業についてでございます。1、事業評価審査対象事業砂防事業 508 番丈六谷川、509 番中野谷川。2、委員会意見でございます。平成 26 年 11 月 4 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、508 番、509 番については事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。

3、砂防事業の背景です。砂防事業は、斜面が崩れ溪流に堆積した土砂が、大雨時に川の水とともに一気に流れ出す土石流から、人家や公共施設等を保全することを目的とし、砂防設備を整備する事業です。丈六谷川は三重郡菰野町千草地内の朝明川上流域に位置する土石流危険溪流であり、被害想定区域内には人家や県道等があります。当溪流は荒廃が著しく、降雨により土石流が発生した場合に人家や公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤等を整備しました。中野谷川は南牟婁郡紀宝町の浅里地区に位置する土石流危険溪流であり、被害想定区域内には人家や県道等があります。当溪流は荒廃が著しく、降雨等により土石流が発生した場合に人家や公共施設に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、土砂災害を未然に防止するため、砂防堰堤等を整備しました。

4、事業への対応方針。4-1、事業の課題です。周辺住民へのアンケート結果から、事業が完了しても安心して暮らせるようになったと感じる人の割合や、危険箇所や避難場所の位置を把握している人の割合が少ないことが判明しました。

27 ページにまいりまして、4-2、課題の解決方針です。事業の実施にあたっては、事業説明会等において事業の効果をわかりやすく説明し、住民の方に事業により安心して暮らせるようになったと感じてもらえるように努めます。また、危険箇所については、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、市町及び県民への情報提供に努めるとともに、市町が作成するハザードマップを通じて、危険箇所や避難場所が住民に対して周知が図られるように市町を支援するように努めます。

28 ページにまいりまして、海岸事業についてでございます。1、事後評価審査対象事業海岸事業 510 番五ヶ所港海岸。2、委員会意見でございます。平成 26 年 11 月 4 日に開催された第 3 回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認めるとの答申をいただきました。また、あわせて、県民等による施設の利用を想定する事業については、完成後の管理方法などについて、地元自治体、地元住民との連携も考慮した計画とされたいとの意見をいただきました。

3、海岸事業の背景です。五ヶ所港海岸中津浜浦地区は、伊勢の南玄関と言われる南伊勢町の五ヶ所湾の中央部に位置しています。当地域は、海と山を結んだ奥志摩地域の海洋性リゾートとして、今後の発展が期待されている地域です。当事業は、五ヶ所港周辺のレクリエーション施設等と共に総合的なレクリエーション機能が発揮され、周辺地域の振興・発展に寄与することを目的として、また、

地域行事などが開催される地元の憩いの場としての利活用を期待して、海水浴に適した人工海浜及び休憩施設等を備えた海浜公園を整備しました。

4、事業への対応方針です。4-1、事業の課題。県民等による施設の利用を想定する事業については、海岸清掃や施設管理を海岸管理者のみで対応することは限界があり、事業効果を継続して発揮するためには、地元自治体・地元住民との連携も考慮した計画とする必要があります。

4-2、課題の解決方針。五ヶ所港海岸中津浜浦地区の海浜公園においては、海岸清掃や施設管理に関して、地元自治体・地元住民と連携した維持管理運営システムを構築しています。今後もこの体制が継続できるよう十分調整を図っていきます。また、今後同様の事業を行うときは、計画段階から地元自治体に加え、地元住民の意見を取り入れ、事前に地元と連携した維持管理運営システムを構築するなど、地元調整を図っていきます。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。県土整備部の取り組みということで、今それぞれの事業について今後の対応方針を説明していただきました。委員の皆さんいかがでしょうか。今の説明につきまして、ご意見やご質問等お願いします。はい、どうぞ。

(委員)

どうもありがとうございました。砂防事業とか海岸事業を含めて、先程の農林水産部さんからもご説明があったと思うこの連携なんですけど、県土整備部さんが砂防事業をやるとなると砂防事業ですが、向こうは治山事業ですよ。その辺りの連携というか、特に地元の人に対して理解できているかどうか。対象が違うというのが当然あるんでしょうけど、その辺り、同じ堰堤が出来て同じように守れるんだとかですね、そういう地元の方がどこまで認識出来ているか、ということに対する説明というのが、今までたぶんあまりなされていないと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

(県土整備部次長(流域整備担当))

砂防事業については、ここにもございますように、26ページの3番の背景のところの上から5行目辺り、被害想定区域内の人家県道等ということで書かせていただいております。地元に入って事業を進めるにあたってはですね、この施設をこういった施設を配置することによって、こういった人家こういった範囲の人家、或いはこういった範囲にある公共施設が保全しますというような目的を明確に説明する。これまでもさせていただいておりますけども、今後こういったちょっと危険箇所の把握もやり易くなるということもございますので、今後もより一層、

そういった事業の目的等は特に重点的に、決めさせていただくように考えております。

(委員)

先程お話した農林水産部さんと県土整備部さんで同じような事業が同じように行われているんですけど、対象が違うとか、だから守るものが違うということが色々と法律上あって、それが何でということは、たぶんほとんど県民の方は理解できていないと思うので、できれば先程農林水産部さんに申し上げた様に、県土整備部さんもそういうようにちょっと意識をしていただいたらなと思ってご質問させていただきました。

(委員長)

今のはコメントというか要望ということでお聞きいただければいいかと思いません。その他はよろしいでしょうか。委員の皆さんよろしいでしょうか。委員さん。

(委員)

海岸事業の510番五ヶ所港海岸のところでちょっと感じたんですけれども、きれいな地元の憩いの場としての公園ができて、非常にいいと思うんですけれども、今後同様の事業を行う時に、計画段階から地元自治会とか地元住民の意見を取り入れて、維持管理運営システムを構築していくということを図っていきます。本当に大切なことだと思うんですよ。いくらきれいな施設を整備されても、人の手が維持管理に加わっていないと荒れた感じになりますし、皆さんに喜んでいただく場にはならないというのは当然のことなんですけれども。例えばこういうものって、5年後10年後15年後もずっと続いていかないといけないと思うんですが、だんだん過疎になってくるとか、特に南の方だと高齢化率も上がっていくであろうし、というようなこともあると思うんですけれども、20年30年後どうなっていくかと、そんなこともお考えになってこのシステムを構築されているのかということをお聞きしたいです。そして、どういう地域でもこういうふうによくシステムが構築できるノウハウをお持ちなのかしらという、その辺りをちょっと聞かせてください。

(港湾・海岸課)

港湾・海岸課でございます。当然こういう施設を造った場合に、きれいに清潔に浜辺とか、或いはトイレとかも管理運営をされてなければなりません。それで浜辺の漂着ゴミなんかは、海岸の清掃の委託制度とかいうメニューもスタンバイしております。また、トイレ等の清掃も、計画段階で市や町さんも入っていただきながら、そういう管理運営を、例えば協定書の形で明文化するとかして、浜辺も

こういうトイレとか施設も、きれいに運営されるように願いながら、そういうメニューとか制度を使いながらやっていきたいと思えます。委員の仰る高齢化というのは中々頭の痛い問題でございますが、市とか町の行政にも入っていただきながら、地元の住民からどんなお力をいただけるか、その辺は絶え間なくまた、そういうことが計画されるように努力してまいりたいと考えております。

(委員)

はい、ありがとうございます。協定書というのをいつも作っていかれるという、事前にそのお約束をして作っていくということなんでしょうか。維持管理をお願いするというイコール協定書という形が必ずあるんですか。

(港湾・海岸課)

全てとは言えませんが、別の海岸でも、そういうのを清掃とか協定を結んだ事例がございます。

(委員)

なるべくその方向でいっていただけるのがいいかなと、そんなふうに感じます。はい、よろしく申し上げます。

(委員長)

その他はいかがでしょうか。では、一先ずよろしいでしょうか。特に無いようですので、これで本日の議事は終了したいと思います。

今回は今年度の第5回の委員会でありまして、今年度の最後ということで、実はこのプログラムの中に、委員長が感想・所見を述べるというのが実は入っております。私一言言わないといけない立場にあるようです。それで一言述べたいと思えますが、委員長を担当しております安食ですが、昨年度も今年度もずっと議論を聞かしていただきまして、やはりといいますか、幾つかこれが大事なかなというところはあるのですけども。一点は、やはりこのやり取りする、説明していただく、それで議論するという、そのプロセスを大事にしていきたいという。これは制度に則ってももちろんやってる訳ですけども、県の担当の皆さんは、この場で説明していただくというのは、それなりにこう色々準備していただい大変かと思うのですが、特に私等の単純なというか、素朴な質問を色々しておりますけれども、難しいことをそのまま難しく語るのではなくて、何といいますか県民目線でといいますか、より分かり易いレベルで喋っていただく、説明していただく。そのレベルで敢えて議論してその意見を交換するという、そこに一つ価値があるのかなと私は思っております。専門家だけが分れば良いというものではありませんので、県の皆様からするとそれは多少面倒なことであるかもしれないですけど

も、やはりその分り易いレベルで議論をするという、そのプロセスを継続するという、それがやはり大事であろうと私としては思っておりますので、それもまた今後とも是非続けていただきたいと思いますと考えております。それが第一点ですが、もう一点申します。先程から既に色々議論があることと重なるのですが、公共事業を私たちは審査しているわけですので、言ってみればハード面での話です。ところが、結局少し議論が始まると、結局ソフトの話しにどうしてもなってしまうという。ハードの物を造るというのは、結局は誰のために何のためにあるのですかというのが、それは人間の命を守るとか人々の生活のためだという、絶対それは人間が絡んでくることですので、ある意味当然なんですけども。だから先程の議論を聞きながら私も考えていたのですが、中々難しいとは思いますが、何か物を造るとか工事をする、土木関係のその仕事をするというそれを専門になさってる方であっても、結局のところはむしろよりソフトのところ、経済であるとか、経営であるとか、生活であるとか、どうしてもそういうところに踏み込んだ議論になるのでないかと思えます。だから、この場で私があれこれ言うのは全く僭越ではありますが、それぞれの担当である何々課であるとか、何々係りであるとか、ある意味それを超えて色んなところで、別分野と議論するとか、そのようなあり方もあって良いのかなと思えました。大学の事例で申しますと、私三重大学ですが、今の流行というか何と言いますか、文理融合であるとか、わざと違う学部の先生を集めてそこで議論して下さいと言って、同じところの専門家だけが集まると多分同じような議論でしょうと、で、わざとこの学部とこの学部と一緒に発表して下さいよと、そこで議論しましょうよというそういう試みもありまして。そこから、何かこう新しいものが出てくるんじゃないかと、というようなそういう試みもあります。全部一緒にしたら大変申し訳ないのですが、県の中のその組織というのは勿論ガチとしたものがあるわけですが、今までの議論を聞いてますと、ハードとソフトのその両面を考える、色んなところを考えないと結局最適どころには行き着かないのではないかという、その辺りをどうしても感じてしまいます。ですから、言わずもがなではあるかもしれませんが、ハードを考えるというのはそれと同時にソフトを考えるという、その辺りをこれからもより強く意識していただいて、またこの場で議論が続けられれば良いのではないかと考えました。大したコメントではありませんが、私からは所見という事で以上にさせていただきます。

#### (4) 閉会

(公共事業運営課長)

委員長ありがとうございました。

それでは閉会にまいりたいと思いますが、閉会にあたりまして公共事業総合推

進本部事務局長であります水谷県土整備部副部長からご挨拶申し上げます。

(公共事業総合推進本部事務局長)

はい。本日は、これまでの審議の中でいただきました答申や意見についての対応方針などのご説明をさせていただきました。委員長はじめ委員の皆様には、お忙しい中1年間のご審議をいただき本当にありがとうございました。県民への説明責任や公共事業に対する県民理解の向上のため、この公共事業評価審査委員会において私共が行った事業中の箇所の再評価でありますとか、事後評価についてご審議いただくことは、冒頭部長の挨拶の中にありましたように、非常に重要で且つ有意義の深いものであると考えています。委員の皆様から、専門の立場や県民の目線など皆さん多様な視点でいただきました。貴重な意見でありますとか、先程委員長からいただきましたご所見等を踏まえ、適切な評価と事業の実施、そして県民事業説明、或いは事業の理解を深めるような取り組みについて、引き続き努めてまいりたいと思っています。今後ともご指導をいただきますようよろしくお願いいたします。最後に、委員長をはじめ委員の方々におかれましては、お忙しい中1年間本当にありがとうございました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

(公共事業運営課長)

それではこれもちまして、平成26年度第5回三重県公共事業評価審査委員会を閉会とさせていただきます。委員の皆様どうもありがとうございました。